東日本大震災での保険会社の対応

Responces of the insurance companing against the Great East Japan Earthquake

関西大学 社会安全学部　永松ゼミ

原田　直人

Faculty of Safety Science,　Kansai University
Naoto HARADA

SUMMARY

This paper, I inquirs response of insurance companies sgeinst the Great East Japan Earthquake. Since the damage greatly exceeded estimation, each insurance company had to take coumtermeasures when the massive earthquake occurred, the speed of response becomes important.

Key words

earthquake insurance，fishing boat insurance，huge disaster，the first supplementary budget，special measures，reinsurance

1. はじめに

今回の東日本大震災の災害において多くの被災者が出た.また、今回の地震は揺れだけでなく津波の被害も多く出た.東北の沿岸部の被害が多かった為多くの漁業従事者が漁船などに被害を受けた.また,津波で家を流されるなどの被害も多く見られた.そこで,この論文では保険会社の地震保険に対する被災後の対応,漁船保険協会の漁船保険に対する被災後の対応について述べていく.

2. 地震保険・漁船保険について

2.1 地震保険について

まず保険制度に馴染まない地震リスクをカバーするため地震保険制度は次のような特徴を持っている.巨大損害の発生に備えて政府が再保険によって保険責任を分担するほか資金の斡旋または融通を図り,政府が全面的にバックアップする官民一体のシステムを採用しており,さらに地震保険の再保険専門会社（日本地震保険株式会社）にすべての契約をプールし,民間の危険準備金を一括して積み立てるのである.そして逆選択の防止の為に火災保険に原則自動付帯することとしている.また,法律の目的は「地震等による被災者の生活の安定に寄与すること」とされているので,地震保険の目的は地震等により損害を受けた建物などを復元することではなく,被災後の当面の

生活資金の提供と言えるのである.

地震保険の契約方法は住まいの火災保険と併せて契約するため,地震保険のみでは契約できないが,火災保険の契約期間の途中から地震保険を契約することは可能である.補償対象は住居の用に供する建物（住宅）と生活用動産（家財）とされている.対象となる損害は地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流出による損害とされているが 72 時間以内に生じた 2 以上の地震等は一括して一回の地震とみなすとされている.[2]

2.2 漁船保険について

漁船保険は漁船保険組合によって運営されており,漁業者は保険料を支払った時にその組合員となるものとされておいる.保険組合は全国に 45 あり,これらの組合が会員となって漁船保険中央会が組織されている.そして漁船を所有していれば近くの漁業協同組合に申し込みをすれば加入することができる.しかし,組合員でないと加入の資格がないので不可能である.

漁船保険組合は組合員に対して保険責任を負っているが,その一部を中央会に再保険している.さらに,中央会も国に再保険をしている.また,漁船保険は発生する事故の種類によって特殊保険・普通保険に分類されている.特殊保険とは戦争・変乱・襲撃・捕獲などの戦争危険による事故を対象としており,普通保険は地震・津波・台風などの自然災害だけでなく,操縦ミスによるものも対象とされているのである.[7]

3. 東日本大震災での地震保険に対する保険会社の対応

3.1 今回の地震保険の支払にあたっての対応

地震保険損害処理の適正かつ円滑な実施を図るために日本損害保険協会本部に中央統轄機関として,「地震保険中央対策本部」を設置した.これは東京に設置されたもので業務としては,損害処理基本方針の決定と指示,共同調査および各保険会社の損害処理業務の統轄・支援,そしてその他業界としての損害処理推進に関する重要事項の決定および実施を主な業務として機能した.

そして,東北支部に被災地現地統括機関として,「地震保険現地対策本部」を設置した.これは仙台に設置されたものであり,業務としては中央対策本部との連絡および損害処理基本方針の現地各保険会社への伝達・徹底,共同調査にあたっての具体的方策の検討・実施,そしてその他現地における損害処理推進に必要な事項の検討および実施を主な業務として機能した.

また,具体的な取り組みとして,相談対応・損害調査対応・特別措置・情報発信などの取り組みが行われた.相談対応では情報提供機会の充実を図るために,「損害保険に関する相談窓口のお知らせ」を各損害保険会社・避難所・行政機関等で掲示するなど,各社相談窓口を協力して行う体制をとり窓口不明のお客様への適切な対応,契約保険会社不明のお客様への対応を強化する目的で行われた.そして,日本損害保険代理業協会との連携によって被災地での相談機能の強化に取り組んだ.損害調査対応では,迅速な損害調査に向けた対応のために航空

写真・衛星写真などを活用した共同調査を実施した.業界で延べ1万人を超える要員を投入して対応を行った.地震保険金を漏れなく支払うために請求勧奨の実施も行った.共通枠組みの構築を行い被災状況に即応した基準の明確化,損害調査の効率化を図った.特別措置としては,継続契約の締結手続き猶予で最長 6 か月間の猶予を与え 2011 年9月末日まで延長した.また保険料の払い込み猶予・自賠責保険の猶予措置を行い期間の延長を行った.情報発信の取り組みは協会のホームページをはじめ,各種メディアを活用して,国内外への広報活動を推進するなどを行ってきた.[1][3]

3.2 今回の地震での課題

今回の東日本大震災で地震保険についての課題が強靭性,商品性について大きな課題があることが分かった.強靭性について述べると,地震保険契約者の安心感を維持するためには保険金支払の原資となる準備金の確保が重要な課題となる.

特に今後 30 年の間に高い確率で発生が予想される東海・東南海・南海地震や首都直下地震が発生した場合で保険金支払に一定の目途が立つことが望ましいと考えられ,地震保険は超長期の収支相償を前提とするため,必ずしも周期的な地震の発生時までに準備金を充足させる必要はないものの,今後 30 年間でこれら4地震が全て発生するとの想定してみる.

そこで収入と支出を単純計算すると,収入見込み（現在の準備金残高に今後 30 年間の再保険料収入や運用益を加算）約 4.9 兆円～5.9 兆円に対し,支出見込みが約 7.2 兆円と,収入が支出を約 1.3 兆円～2.3 兆円下回る状況である.

準備金の不足額は,その後の保険料収入で賄われるため,制度を維持することは可能だが,今後の巨大地震発生の可能性を考慮すれば,収支を改善する方策や保険料率の設定方法を見直す等の方策により,制度の強靭性をさらに高めておくことも検討の余地がある.

また,東日本大震災では,大規模な余震が多発しましたが,本震から 72 時間経過後の地震は,本震に起因した一連の地震と考えられる場合でも,別の地震として取り扱った.東日本大震災の損害査定では,本震後の一定期間は安全確保の観点から査定要員の投入が困難な時期があり,本震の被害が確認できない状況で大きな余震が発生した結果,本震による被害と余震による被害の判別が困難なケースが多数発生し,公平な保険金支払の確保に支障が出る事態も懸念された.

次に,地震保険の商品性の課題について述べていきたい.今回の震災において,「一部損」（5%払）と「半損」（50%払）の保険金に 10 倍の格差があること,また「一部損」の保険金では修理費が不足するとの不満の声もあり,地震保険をより魅力ある商品とする方策を検討する必要がある.また,現在の保険料を地域別にみると,保険料が最も低い1等地と最も高い4等地とでは3倍以上の格差がある.今後,地震本部により「南海トラフの地震」等の評価が見直された場合,被害が想定されている3等地や4等地の保険料が上昇し,格差がさらに拡大することも懸念される.地震保険の普及拡大を図る観点から,地域ごとのリスク格差よりも加

入者全体の相互扶助を重視し,保険料格差を縮めることにより加入し易い保険料体系に見直す方策も考えられる.[1][3]

3.3 出てきた課題に対して考えられる対策

制度の収支を改善する観点から,制度全体のリスク量を抑制するため,現行の補償内容の一部を縮小する方法が考えられている.これにより,保険金支払による準備金の減少額を一定程度抑制できるが,補償の縮小は商品魅力の低下に繋がり,普及拡大を阻害するおそれがある.

また,東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は,地震調査研究推進本部より発生周期が「600 年程度」と公表されており,今後この震源モデルを料率に反映する必要があるが,600 年は極めて長期に亘る期間であり,新たに追加された震源モデルに対して準備金の積立ペースを早め安定的な制度運営を行う観点から,料率算出にあたっての再現期間を 600 年より短く設定する方策が考えられている.しかし,再現期間を短くするほど1 年あたりの保険料負担が増加する点に留意する必要がある.

また,現行の震源モデルに反映されてないうえ,1 兆円を超える保険金支払が必要となった東日本大震災ではあるが,この震源モデルのみ再現期間を見直すことの合理性を整理する必要がある.このように強靭性を強化する政策は考えられているが強靭性に重きを置いてしまうと,契約者に対する負担が大きくなるといった問題も発生してしまうなど難しい問題である.そして公平な保険金の支払いについては, 東日本大震災のように大規模な余震が長期化すること,海域での最大余震は 10 日以内に発生するケースがあることを踏まえると,1 地震の定義を 72 時間から拡大することが考えられる.余震期間に関する科学的な根拠は難しいものの,制度創設時に参考とした米国の制度においては現在,カリフォルニア州の地震保険では 360 時間（15 日）以内を 1 地震と定義しており,これを準用することも考えられます.また,東日本大震災の経験を踏まえて 30 日間あるいは 60 日間以内の地震を 1 地震とすることも考えられる.この問題は諸外国の制度を参考にし,日本にあった制度に変えていくことが望ましいと思われる.

次に地震保険の商品性の課題対策としては,1 部損と半損の保険金の格差問題についてはすでに 3 つの案が上がっている.

1 つめは 3 区分のまま一部損の支払割合を引上げる方策である.これは,一部損の支払割合を 5%払から一定程度引上げ,半損（50%払）との格差を縮小する方策が考えられる.しかし,現行の 3 区分を維持するため,査定の迅速性への影響は限定的であるが,補償の拡大に伴い保険料負担が大幅に増加するおそれがあります.また,損害が一部損の水準に達せず,保険金支払の対象外（免責）となる加入者と一部損の加入者との格差が現行より拡大してしまいかねない.

2 つめは, 一部損を分割して 4 区分とする方策である.一部損の一部（被害の大きい層）の支払割合を 5%払から一定程度引上げて,4 区分とし,半損（50%払）との格差縮小を図る方策も考えられている.しかし,これについても,補償の拡大に伴う保険料負担は,上記ほどではないものの,大幅に増加

するおそれがあります.また,支払件数の約79%を占める一部損を２つの区分に分離することになるため,一部損の中でひとつ上の区分に該当しないか,再査定を依頼されるケースが多くなると予想され,査定の迅速性を大きく損ねるおそれがある.

最後に,半損を分割して４区分とする方策である.半損を２つの区分に分離し,半損の一部（被害の大きい層）の支払割合を50%払から一定程度引上げるとともに,残りの一部（被害の小さい層）の支払割合を50%払から一定程度引下げて,４区分とする方策も考えられる.（支払割合の引上げ・引下げにより保険料水準には影響を与えない前提.）また,損害区分の見直しに伴う保険料の引上げを避けられるほか,支払件数が比較的少ない半損の区分を２つに分離するため,再査定のご要望は現行より増えるものの,査定の迅速性への影響は二つ目の案よりは抑えることができると考えられる.

また,半損の補償を分割することで,一部損と半損のみならず,半損と全損の間の格差も縮小する.しかし一方で,一部損の補償水準が据え置かれるため,一部損の保険金が少ないという課題は残ります.また保険料の問題については, 全国一律案（1・2・3・4 等地統合）を実施すると現行保険との対比では,４等地の保険料負担が大幅に軽減されるが,１等地の保険料は２倍以上の水準となる.また,リスクが高い４等地の加入ペースが他の地域を上回った場合,制度全体のリスク量の増加により,保険料の引上げが必要となるケースも考えられる.また,2区分案（1・2 等地統合,3・4 等地統合）を実施すると首都直下地震や東海・東南海・南海地震による被害が懸念される 3・4 等地を統合し,これ以外の 1・2 等地を統合して 2 区分とする案もある.特に巨大地震が想定される関東や太平洋の南海トラフに近接した地域と,これ以外の地域ではリスクの格差が存在すると考えられるため,この両地域は別の区分とした上で,相互扶助の観点から各地域内で等地を統合する案である.また,現行保険料との対比では,1 等地と 3 等地の保険料水準が上昇し,2 等地と 4 等地の保険料水準が低下し,保険料の最大格差は現行の３倍よりは縮小する見込みです.そして３区分案（1・2 等地統合,3 等地,4 等地は統合せず）は上の 2 区分案において,3,4 等地は一定のリスク格差があるとみて統合せず,全体を３区分とする案も考えられている.また,この案では,3 等地の保険料水準の上昇は避けられる,今後の地震本部の震源モデル見直しに伴い,4 等地の保険料が大幅に上昇することも想定され,4 等地の普及拡大が進まないケースも考えられる.また,保険料の最大格差も現行と大きく変わらないと見込まれている.商品性の課題に関しては今回の地震を教訓として改善できるであろう.[1][3][10]

4. 東日本大震災における漁業保険に対する対応

4.1 今回の地震の被害状況

この震災によって被災した漁船は,全国 28 組合で 2 万 1,000 隻,支払保険金は 570 億円に上るものと推定された.特に損害の多い岩手,宮城,福島の３県は１万 9,000 隻が被災,支払保険金は 458 億円と推定された.引受保険金額は 874 億円であり保険金額ベ

ースで 52%が損害を受けたことになる.

また隻数ベースで 94%が被災したことになる.平成 24 年 1 月末現在,全国計で 1 万 9,000 隻、414 億円の支払いが行われた.トン数区分別の被災率（被災漁船隻数を引受隻数で割った数値）は 0～4.9 トン階層で 95%,5～19 トン階層で 76%,20～99 トン階層で 33%,100～999 トン階層で 27%であり,小型漁船の被災率が非常に大きくなった.特に 0～4.9 トン階層に含まれる船外機漁船の 99%が今回の津波により被災した.[8][9]

4.2　今回の地震に対する対応

東日本大震災は,過去に例を見ない大震災であり,通常の調査・保険金の支払処理を行っていたのでは迅速な保険金支払は到底できないと判断され,また,通常の事故では想定できない陸上に乗り上げた漁船の救助や多数の漁船の漂流など通常処理では救助して修繕することは不可能ではないかと危惧されたことから,いくつかの特例措置をとることとなった.

1 つに保険金の満額支払いである．保険組合の定款で定められた準備金が不足する場合の保険金の削減規定は行わないとしたのである.（被災地域にある岩手県・宮城県・福島県において,当該漁船保険組合が保有する準備金を使用しても,自己責任部分の支払いのための財源が不足した場合,保険金の満額支払いに支障をきたす恐れがあったことから支払い財源補助として平成２３年度１次補正で 76 億円が手当てされた.）

2 つめは保険金の早期支払いと請求手続きの簡素化を図った.これは,漁業者に一刻も早く保険金を支払うため,通常行われている全損認定の手続きを簡略化し,請求書類,添付書類の省略などを行うこととしたのである.

3 つめに保険金額を超えて支払う救助費の柔軟な適用を行うようにし,保険金額を超えて支払う救助費については従来から適用可能な概念であり,約款にも明記されているがこの運用にあたっては柔軟に対応した.（多くの漁船が同時に被災し,通常時の対応が困難であり混乱が予想されたためなど）最後に陸上保管機器のてん補の柔軟な対応を図った.通常,保険の目的物（漁船）の損害について保険金を支払っているが例外的に整備などで陸上保管中の機器についてもてん補していたが今回保険の目的物の適用を柔軟な適用を行うなど,柔軟な対応を行った.また被害は,全国 28 漁船保険組合合計で 20,892 隻に及ぶとされ,特に被害の大きい東北地方及び関東地方の太平洋側の保険組合では,青森県が 330 隻で被害額 27 億円,岩手県は 10,500 隻で 195 億円,宮城県は 8,000 隻で 183 億円,福島県は 849 隻で 79 億円,茨城県は 238 隻で 15 億円に上るとされた.平成 22 年度の支払保険金が全国合計で約 140 億 5,600 万円であった.そして被災地では様々な憶測や流言から漁業保険支払への不安が広まり,このために正確な情報の発信することを目的とし,漁船保険は制度保険であり契約に基づく保険金は削減することなく支払うこと,また,震災により柔軟に対応するために水産経済新聞に広告として掲載し,加入者の不安を払拭することに努めたのである.また,共同利用漁船等復旧支援対策事業に対する漁船保険の対応として共同利用漁船等復旧支援対策事業について平成 23 年度第 1 次補正予算が成立し,新船

建造,中古漁船購入など補助されることとなった.特に新船建造については建造能力に問題があることから,早期に対応できる津波で陸上に打ち上げられた船外機船の修理をこの補助事業を利用して対応することとなり,このスキームの概要は漁船保険で経済全損となった漁船を船主が漁業協同組合に無償譲渡し,漁業協同組合が修繕を行い,保険契約者が漁協,使用者が漁業者とすることとした.このことにより,船外機の損傷で経済全損になった漁船のうち,船体が比較的良好な漁船をこの補助事業により,復活させ漁船として使用することができる様になった.[8][9]

4.3 今回の地震での課題

今後の震災組合の漁船の引き受けは修理した場合には継続契約が行われ,共同利用漁船等復旧支援対策事業を利用した新造船および中古漁船が多数新規加入しており,漁船保険組合は全船加入を目標として保険契約が行われている.岩手,宮城,福島の 3 漁船保険組合が過去から積み立ててきた準備金を今回の一度の大震災で一瞬にして失い,自力での保険金支払いが不能になるのではないかという事態に直面した.幸い一次補正により政府の補助金が手当てされ保険金支払いが不能となる事態が回避されたが,今後準備金がほとんど０の状態で保険事業を継続せざるを得ないというきわめて苦しい立場に追い込まれている.今後,東海,東南海,南海地震による津波の発生する確率が高くなっている中,3 組合と同様なことが発生することが予想される.[8][9]

5.今後の展望

今回の地震で二つの保険が直面した問題はその時だけでなく,今後同じような地震,今回の地震を上回る大きさの地震が起こった時に保険加入者にしっかり払えるのかという問題が出てきた.地震保険に関しては,その問題の対策として保険金を上げるや保険料率を変えるといった対策を考えているが,これは保険加入者に対する負担が大きくなってしまうため,文中でも述べたように地震保険の商品性に影響が出でしまう可能性があるため難しい問題である.しかし,被災した時にしっかりとお金を支払う強靭性を持っており,お金をもらえるかという不安を払拭さえできれば,加入者も安心できるので保険金が少し高くとも加入者も増え,そして保険金も集まるだろうと考える.また,漁船保険に関しては特異な保険なので一度に多くの加入者を増やすことは難しい.このことから,漁船保険に関しては政府との連携に重きを置くこと以外対策はないと感じた.今回も第一次補正予算のおかげで支払う事が出来たので,今後も政府との連携は欠かせないものある.

参考文献

[1] 日本損害保険協会 (2012). 安定的な地震保険制度の運営に向けて.
[2] 日本損害保険協会 (2011). 地震保険と損害保険業界の東日本大震災への対応について.
[3]日本損害保険協会 (2011). 東日本大震災における損害保険業界の取り組みと今後に向けた課題.

[4]猪ノ口 勝徳 (2011). 保険会社の巨大災害リスク対応について 調査研究部.
[5]渡部 英洋 (2011). 東日本大震災を教訓とした地震損害担保のあり方 農協共済総合研究所.
[6]丹野 美絵子 (2012). 消費者から見た地震保険 全国消費生活相談委員会.
[7]菅原公章 (2012). 漁船保険から見た東日本大震災 漁船保険中央会.
[8]漁船保険中央協会 (2012). 東日本大震災を振り返る〈漁船保険〉 水産界.
[9]竹下 さくら (2011). 地震・津波による損害はどこまで保険でカバーしてもらえるのか 金融財政事情.